

# 見直し検討事項

(第3回委員会検討分)

- ①避難場所分類の見直しについて ..... 1
- ②避難場所の開設、閉鎖・集約について ..... 3
- ③避難者等への情報提供について ..... 5

## ①避難場所分類の見直しについて

### 現 行

本計画上は、以下のとおり分類している。

分 類	概 要
一時避難場所	発災して避難が必要な場合、地域で一時（いつとき）集合する場所、または、一時的に退避して身の安全を確保する場所。公園や市立小中学校のグラウンドなど
広域避難場所	大規模火災が発生した場合、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所。大規模な公園やグラウンドなど
収容避難場所	自宅で生活できない人等が、屋内の施設で身体や生命を守る場所
基幹避難所	基幹となる避難所で想定する最大の避難者数を収容する施設。市立小中学校など
地域避難所	一時的に避難者を収容する施設で、一定期間後は、基幹避難所へ統合
福祉避難場所	災害時要援護者（現行：要配慮者）等、収容避難場所での生活に特別な配慮を必要とする人を収容する施設。事前に協定を結び発災後指定

### 課 題

- ・平成25年の災害対策基本法改正前の旧名称の表記になっている。  
※法改正で「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の分類が新たに設けられ、地域防災計画では、この分類に基づき指定
- ・避難場所の分類が多く複雑

①避難場所分類の見直しについて

**検討項目**

本計画上の分類を保持しつつ、法改正を反映した場合は以下のとおり。

現分類		検討案	概要
一時避難場所		一時避難場所	発災して避難が必要な場合、地域で一時（いつとき）集合する場所、または、一時的に退避して身の安全を確保する場所
広域避難場所		指定緊急避難場所	災害から身を守るため緊急に避難する場所。災害の種類ごと（洪水、土砂、地震、大規模な火事）に指定
収容避難場所	基幹避難所	指定緊急避難場所 兼 指定避難所（基幹）	
	地域避難所	指定避難所（地域）	基幹となる避難所で想定する最大の避難者数を収容する施設
福祉避難場所		福祉避難場所	一時的に避難者を収容する施設で、一定期間後は、基幹避難所へ統合
			要配慮者等、指定緊急避難場所での生活に特別な配慮を必要とする人を収容する施設。事前に協定を結び発災後指定

## ②避難場所の開設、閉鎖・集約について

現 行	課 題
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者または市職員が開錠し、市職員が開設</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>避難場所の開設、閉鎖・集約の基本的な考え方が明記されていない。</li><li>職員や地域住民が、暗証番号キーボックスを十分に活用できていない。</li></ul>

### 検討項目

- 避難場所の開設や閉鎖・集約の基本的な考え方の明記
- 暗証番号キーボックスの計画への位置づけと周知

## 検討項目

### <開設の基本的な考え方>

以下の場合に避難場所を開設する。

- ・区災害対策本部長が判断した場合
- ・市災害対策本部長から区災害対策本部長へ開設を指示した場合
- ・勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合

### <閉鎖・集約の基本的な考え方>

施設の本来機能を回復すること（小中学校の授業再開等）やライフラインが復旧していること（復旧までに長期間要するものを除く。）を踏まえ、以下の場合に区災害対策本部長の判断で避難場所の閉鎖や公共施設等への集約を行う。

- ・仮設住宅など住居の支援体制が整い、避難者全員の受け入れ先が決まっている。→閉鎖
- ・避難者の数が減少している。→集約

※具体的な閉鎖・集約の手順については避難場所運営マニュアルで整理

【参考】避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）

- ・避難所の解消を円滑に進めるため、住宅の応急修理の実施、応急仮設住宅の設置または民間賃貸住宅の借り上げを行う。
- ・施設本来の機能をできるだけ早期に回復することが必要である。

### <暗証番号キーボックスの計画への位置づけと周知>

避難場所の開設は、原則、施設管理者が行うが、市職員または住民が先着した場合におけるキーボックスの活用について、計画に位置づける。また、キーボックスの活用について市民への周知を図る。

### ③避難者等への情報提供について

現 行	課 題
記載なし	・市・区本部の情報が避難所に伝わらない。 ・障がい者や外国人避難者に対する情報提供が不十分

#### 検討項目

- ・通信手段の確保  
市・区本部から避難所への通信手段として施設のFAXやパソコンを活用
- ・避難者（在宅被災者を含む。）の必要性に即した情報提供  
避難所開設後、避難者が必要とする情報は、時間経過に伴い変化することから、避難者の必要性に即した情報を提供
  - ＜必要とする情報の例＞
    - 【当日～3日目】～避難場所の開設状況、市内の被害状況、ライフラインの状況、医療機関の状況、周辺店舗の状況、交通機関の運行状況、デマ情報の訂正等
    - 【3日目～】～行政による支援制度の状況、仮設住宅など住居支援の状況等
- ・要配慮者への情報提供  
障がい者や外国人避難者に対する情報提供について、関係団体やボランティア団体等との連携を強化